「資料　政・経 2018」
追　録

2018 年 9 月 10 日発行
東 学 ㈱

1 2018 年のおもな出来事 …… 1
2 米・北朝鮮首脳が史上初会談 …… 2
3 働き方改革関連法が成立 …… 3
4 TPP11ヵ国が調印 …… 4
5 森友問題と公文書 …… 5
6 2018（平成 30）年度一般会計歳入・歳出… 6
7 司法取引制度 …… 7
8 成人年齢 18 歳に引き下げ …… 7
9 参議院の選挙制度改正 …… 8
10 障害者雇用水増し問題 …… 8

1 2018年のおもな出来事

（　）内は追録のページ

月　日	こ と が ら
1月　7日	中国海警局の船舶4隻が尖閣諸島沖合の領海を航行（15日にも公船3隻）
23日	群馬県の草津白根山が噴火，1人が死亡，11人負傷
26日	大手仮想通貨取引所「コインチェック」で仮想通貨580億円分が外部に流出
31日	札幌市の生活困窮者支援施設で火災が発生，11人が焼死
2月　5日	佐賀県神埼市で陸上自衛隊のヘリコプターが住宅に墜落
6日	福井県を中心に大雪。福井市で136㎝の積雪
7日	一票の格差が最大1.98倍だった第48回衆議院選挙は憲法違反だとする訴訟で，名古屋高等裁判所は格差を「違憲状態」と判断
21日	中国海警局の公船3隻が尖閣諸島沖合の領海を航行
3月　2日	中国海警局の公船4隻が尖閣諸島沖合の領海を航行（23日にも公船3隻）
6日	宮崎・鹿児島県境にある霧島連山新燃岳で7年ぶりとなる爆発的噴火
9日	アメリカを除く11ヵ国でのTPP新協定が調印され，2019年の発効を目指す（p.4）
12日	森友問題で財務省が佐川長官の国会答弁に合わせて公文書を書き換えたと認める（p.5）
28日	2018年度予算が成立（p.6）
4月　3日	中国海警局の公船3隻が尖閣諸島沖合の領海を航行（23日にも公船3隻）
14日	米英仏がシリアを巡航ミサイルなどで攻撃
20日	加計問題で文部科学省が内閣府と愛媛県職員らの面会調整したメールの所在を確認，柳瀬元首相秘書官の面会予定も記される
27日	板門店で11年ぶりに南北朝鮮首脳会談
5月　7日	民進党と希望の党が合流し，新党「国民民主党」を立ち上げ
8日	トランプ大統領がイラン核合意からの離脱を表明，イランへの経済制裁を示唆
9日	日中韓首脳会談で朝鮮半島の完全な非核化，3ヵ国FTAの早期妥結を目指すことで合意
18日	中国海警局の公船4隻が尖閣諸島沖合の領海を航行（24日にも公船4隻）
5月 20日	詐欺罪などで逮捕され10ヵ月も異例の長期拘留を受けていた籠池夫妻が保釈される
26日	加計学園が安倍首相との面会を否定するコメントを発表，愛媛県への報告は誤情報と訂正
28日	森友問題で，安倍首相が森友関与について，従来の「一切の関与無い」から「収賄的関与は無い」に発言を修正
6月　1日	日本版の司法取引制度がスタート，他人の犯罪を暴露する代わりに減刑へ（p.7）
5日	尖閣諸島沖で中国海警局の4隻が魚釣島周辺の領海を航行（25日にも4隻）
12日	史上初の米朝首脳会談，北朝鮮の完全非核化・体制保証で合意も具体策なし（p.2）
13日	成人年齢を引き下げる改正民法が成立し，2022年から成人年齢が18歳に（p.7）
18日	大阪府北部で震度6弱の地震が発生，死者4人，負傷者300人超
29日	働き方改革関連法が成立，高度プロフェッショナル制度は来年4月から導入へ（p.3）
7月　4日	中国海警局の船3隻が尖閣諸島沖合の領海を航行（29日にも公船4隻）
6日	オウム真理教事件の死刑囚13人のうち，元代表の麻原彰晃ら7人の死刑が執行された
〃	広島，岡山を中心に西日本に長時間の集中豪雨，死者200人以上に
18日	一票の格差是正のため参議院定数を6増する改正公職選挙法が成立（p.8）
16日	日米原子力協定が自動延長される
20日	カジノを含む統合型リゾート実施法（IR法）が成立
23日	埼玉県熊谷市で日本の気象観測史上最高気温となる41.1度を記録
26日	オウム真理教事件の死刑囚6人の死刑を執行
8月　1日	日本銀行が金融政策を1年10ヵ月ぶりに修正。長期金利上昇を容認
28日	中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で，国の行政機関の約8割で不正があったと厚生労働省が発表。国の雇用率は2.49％から1.19％に低下し，法定雇用率（昨年2.3％）を大きく下回った（p.8）
30日	高速増殖炉もんじゅの廃炉作業が始まる

2 米・北朝鮮首脳が史上初会談

◇6月12日・シンガポール

トランプ米大統領と北朝鮮の金正恩（キム・ジョンウン）朝鮮労働党委員長は6月12日，シンガポールで史上初の米朝首脳会談を開いた。会談終了後，両首脳は共同声明に署名し，朝鮮半島の「完全な非核化」と北朝鮮の「体制保証」に取り組むことを明記した。ただ目標の「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化（CVID）」は議論されず，検証方法など具体策は先送りされた。

□米朝首脳会談の主なポイント

両国関係
●新たな米朝関係を確立させる
●朝鮮半島の平和と繁栄に寄与する
●米朝高官の交渉を継続する
非核化
●朝鮮半島の完全非核化を約束
○「CVID」は議論せず
○非核化までには長い時間が必要
体制保証
●北朝鮮の安全を保証する
○対話継続中は米韓合同軍事演習を中止
○将来的に在韓米軍の縮小・撤退も
○当面は制裁を継続。核の脅威なくなれば解除
人権
○日本人拉致問題を提起
その他
●朝鮮戦争の米捕虜や行方不明兵士の遺骨返還

●は共同声明
○はトランプ大統領の記者会見などを基に作成
（『東京新聞』2018. 6. 13）

◇混迷するその後の交渉

北朝鮮の非核化をめぐる米朝交渉が混迷している。8月23日にポンペオ米国務長官が北朝鮮を訪問すると発表した翌日，トランプ米大統領が，ポンペオ氏の訪朝を「非核化に重要な進展が見られない」ので中止するとツイッターで表明。トランプ政権は北朝鮮が完全な非核化の約束を守れば「米国は（交渉に）関与する」と強調。同時に，米韓合同軍事演習の再開も示唆（しさ）するなど圧力を強めている。朝鮮戦争の終戦宣言が実現できない北朝鮮も「好戦的」な書簡を米側に送るなど，駆け引きが激しくなっている。

米朝交渉が難航する理由は，米側が非核化の第一歩である核関連施設の完全な申告などを北朝鮮に求めているのに対し，北朝鮮は朝鮮戦争の終戦宣言の実現を要求していることにある。米ワシントン・ポスト紙は27日，複数の米政府当局者の話として，マティス，ボルトン両氏は，終戦宣言に反対していると伝えた。政権中枢や米議会が北朝鮮の非核化の意志を強く疑うなか，北朝鮮にとって米軍の脅威削減につながる終戦宣言の「果実」を先に渡すのは容易ではない。

北、完全非核化署名
具体策示されず 米「体制保証」
初の首脳会談 共同声明
トランプ氏「拉致問題 提起」
拙速だった「歴史
米朝首脳会談の主なポイント
両国関係
非核化
体制保証

非核化 裏切りの歴史

北朝鮮による核兵器開発疑惑は1990年代に表面化。米国と北朝鮮は1994年，北朝鮮が軽水炉を得る代わりに核開発を凍結することで合意した。米国は軽水炉完成までの間，年間50万トンの重油を提供することを約束・履行した。だが2002年，北朝鮮が秘密裏に高濃縮ウランによる核開発を行っていたことが分かり，合意は吹き飛んだ。当時のブッシュ（ジュニア）政権は二国間合意では，北朝鮮が反故にする可能性があると判断。周辺国が合意事項を担保する多国間の協議体として03年，中国を議長国として六ヵ国協議がスタートした。南北朝鮮と日米中ロが参加する六ヵ国協議は05年に核放棄をうたう共同声明を採択したが，北朝鮮は翌年に初の核実験に踏み切る。

07年には，段階的な核開発の廃棄で合意し，北朝鮮はエネルギー支援と米国によるテロ支援国家の指定解除を手にした。しかし，核計画の検証を巡り協議は難航し，08年を最後に中断した。

金正恩政権発足後間もない12年2月には，米国の食糧支援と引き換えに，核実験や長距離弾道ミサイル発射，ウラン濃縮による核開発を凍結することで合意した。だが，直後の同年4月，北朝鮮が人工衛星と主張する長距離弾道ミサイル発射実験を強行した結果，合意は白紙化された。当時のオバマ政権は，北朝鮮が核放棄で具体的な行動を見せない限り，対話には応じない方針を選んだ。これが逆に北朝鮮に核開発の時間的余裕を与える。17年9月に6回目の核実験を実施。11月に米全土を射程に収めるとする大陸間弾道ミサイル（ICBM）試射に成功したとして，正恩氏は「国家核戦力完成」を宣言した。
（『東京新聞』2018. 6. 12）

3 働き方改革関連法が成立

◆働き方を見直す動き

景気は緩やかに回復し，雇用も大幅に改善しているとはいっても，日本経済には重苦しい閉塞感が漂っている。先行きに明るい展望が見えにくく，若者を中心に将来への不安感が広がっているからだ。

不安の理由はいくつかある。少子化，高齢化の急速な進展，財政危機の深刻化，日本製品の国際競争力の低下，東アジア情勢の緊迫化，忍び寄る自然災害の脅威などだ。中でも，一人ひとりの暮らしに直結しているのが働き方の問題だ。雇用の需給に関する統計だけをみれば，働く人にとって好ましい状況にある。2017年12月の有効求人倍率は1.59倍に達し，43年11ヵ月ぶりの高水準になった。完全失業率も低水準だ。

しかし，個人の生活レベルでは，働くことへの満足感や安心感が広がっているとはいえない。一部の恵まれた人を除けば，むしろ，不満や不安が広がっているといえそうだ。

非正規労働者の数は増えているのに，正規労働者との賃金格差は解消されない。有給休暇はとりにくく，残業も多いため過労が心配になる。平均寿命が延びているのに，高齢者の働く場が少ない。

日本経済全体にとっても問題が多い。その象徴が「日本型雇用制度」の弊害だ。定年まで同じ会社に勤め続ける「終身雇用」，年齢が上がるにつれて賃金が増えていく「年功序列制度」，4月に新卒者をまとめて採用する「新卒定期一括採用」などだ。

かつては，日本経済の成長を支えたと評価されたこともある日本型雇用制度だが，産業構造が急速に変化している今では，むしろ成長の足かせになりかねない。

終身雇用や年功序列制度のままでは，転職や学び直しがしにくく，出産や育児で退職した女性が再就職するのも難しい。4月の新卒一括採用が続く限り，9月に海外の学校を卒業した帰国者や大学などを中途退学した人の就職も困難だ。

こうした状況を打開しようとする動きはもともとあったが，電通社員の過労自殺が表面化した16年以降，様々な分野で働き方を見直そうという機運が一気に加速した。（『新聞ダイジェスト』2018 No. 723）

●働き方を見直す動きが加速している

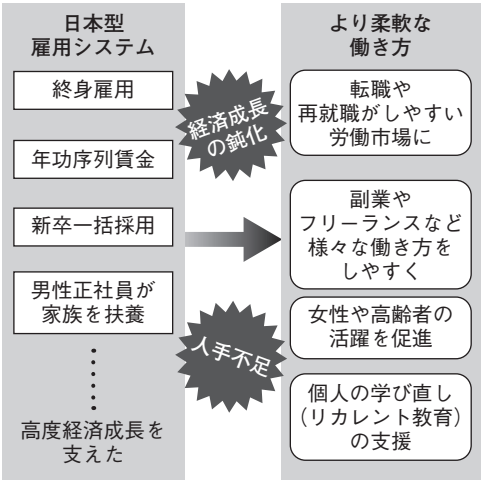

（『読売新聞』2018. 1. 5）

◆働き方改革関連法

残業時間の上限規制や，正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」，高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「脱時間給制度（高度プロフェッショナル制度）」の導入を柱とする「働き方改革関連法」が6月29日に成立した。

働き方改革法は労使の代表が参加した「働き方改革実現会議」の実行計画に沿って作った。労働基準法など計8本の法律を一括で改正する。長時間労働を是正するため，残業時間の規制は「原則月45時間，年360時間」と定め，繁忙期に配慮し，上限は年間で計720時間，単月では100時間未満に規定する。違反した企業には罰則を科す。大企業は2019年4月，中小企業は20年4月から適用する。

同一労働同一賃金は，正社員や非正規などの雇用形態に関係なく，業務内容に応じて賃金を決める制度だ。基本給は勤続年数や成果，能力が同じなら同額とする。休暇や研修も同様の待遇を受けられるように改め，通勤・出張手当も支給する。大企業は20年4月，中小企業は21年4月から導入する。

脱時間給制度（高度プロフェッショナル制度）は，年収1075万円以上の金融ディーラーやコンサルタントなどの専門職に対象を限る。残業代は支給せず，成果で賃金を決める。無駄な残業を減らし，労働生産性の向上につなげる狙いがある。制度を利用するには，企業の労使で導入に合意し，対象者本人の同意も得る必要がある。健康確保措置として「4週間で4日以上，年104日以上」の休日確保を義務付ける。労使で「労働時間の上限設定」「2週間連続の休日」などから1つ以上の対策を選択する必要もある。対象者が自らの意思で制度から離れることもできる。19年4月から始める。

4 TPP11ヵ国が調印

日本やカナダなど環太平洋連携協定（TPP）参加11ヵ国は３月８日，チリの首都サンチャゴでアメリカ抜きの新協定に調印した。昨年１月にトランプ米大統領が交渉から離脱したが，最終的に日本は農業・工業品すべての貿易品目の95%の，他の10ヵ国は99～100%の関税を撤廃したり，サービスや投資の自由化を進めたりして11ヵ国間の貿易や投資が活発になり，経済活性化につながることが期待される。

《問》日本のメリットは？

《答》11ヵ国間の関税が下がることで，日本の主力輸出品である自動車分野で大きな恩恵が期待されます。例えば，11ヵ国で日本に次ぐ経済規模のカナダでは，自動車関税（現行6.1%）が発効後5年目に撤廃され，自動車部品（主に6.0%）の9割弱は即時撤廃されます。日本からカナダやメキシコに自動車部品を輸出するコストが下がるので，より安く自動車を生産できるようになり価格競争力が高まります。また，TPP11は知的財産，電子商取引など幅広い分野で共通ルールを整備するのも特徴です。

外資規制を緩和することで，日本のコンビニエンスストアが経済成長の進む東南アジアに出店しやすくなったり，商標や特許の利用と保護を進める法整備が進められたりするので，模倣品や海賊版の取り締まりが強化されることも期待されます。

《問》日本への輸入品は安くなるの？

《答》輸入牛肉の関税は現行の38.5%から発効1年目に27.5%となり，16年目には9%まで段階的に下がります。国内消費者は豪州産オージー・ビーフが安く買えるようになる可能性があります。ワインも輸入価格の15%か1リットル当たり125円の関税が8年目に撤廃されるため，ニュージーランド産などが安価になることが期待されます。

ただ輸入価格は為替相場や運送費用にも左右されます。また日本はカナダとニュージーランド以外とは2国間の貿易協定を結んでおり，既に関税が撤廃済みの品目もあって効果は限定的との見方もあります。

《問》輸入品の食品安全は大丈夫？

《答》TPP11は世界貿易機関（WTO）で定められた食品安全のルールを踏襲することになっています。例えば，消費者の懸念が大きい遺伝子組み換え食品の表示も現行ルールが維持されるため政府は「日本の食の安全が脅かされることはない」と説明しています。

《問》農産物の関税をなくして，国内農業は大丈夫なの？

《答》日本経済全体では自由貿易を進めるメリットがありますが，外国製品との競争にさらされて打撃を受ける分野もあります。日本の場合，外国産の安価な農産物の輸入が増えることで国内農業への影響は避けられません。農林水産省の試算では，安価な輸入品の影響で国産品の価格も低下するため，農林水産物の生産額は約900億～1500億円低下するそうです。

一方で，政府は17年度補正予算で，TPP11や日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）の発効を見据えて，3170億円の対策費を計上し，国内農業の競争力強化を進めることで農業生産や農家の所得を守っていく方針です。（『毎日新聞』2018.3.10）

●TPPの参加国と経済規模

■TPP 参加国（■）

■世界の国内総生産（GDP）

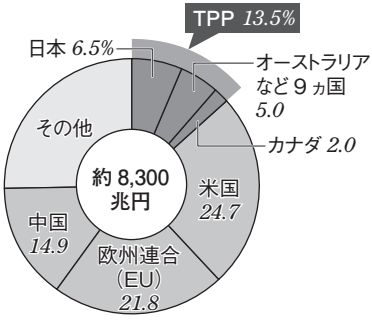

※2016 年。国際通貨基金（IMF）調べ

5 森友問題と公文書

改ざんする，出すべきなのに出さない，個人のメモと言い張る——。役所の「公文書」をめぐる問題が後を絶たない。そもそも，公文書とは何だろうか。それを作り，残していく意味はどこにあるのか。

◆何のため

公文書管理法は「公文書」を定義し，その作り方，整理の仕方，保存する期間の設定などを定める。具体的には，省庁などが作る「行政文書」，独立行政法人や日本銀行，国立大学法人などの「法人文書」，歴史的な資料として重要な「特定歴史公文書等」にわけている。

最近，森友学園や陸上自衛隊の「日報」などで問題になっているのが「**行政文書**」だ。省庁など行政機関の職員が①**仕事上作ったり，得たりし**，②**組織として使うもの**で，③**その時に持っているもの**——と定義される。同法に基づき，省庁の行政文書の詳しい取り扱いを決めた「行政文書の管理に関するガイドライン」では，政策・意思決定の際，省内や他の役所との間でどんな協議をしたか，誰が決めたのかを公文書として残すよう求める。下書き段階のメモも，国の政治上の重要な意思決定が記録されている場合は保存を義務づける。他省庁と仕事の連絡に使った電子メールも保存が求められる。

公文書管理法に**罰則はない**が，不適切な扱いがあれば，国家公務員法に基づき懲戒処分される可能性がある。刑法には公用文書等毀棄罪もある。

◆何が問題

なぜ，きちんとした公文書の保存，公開が必要なのか。公文書管理法は省庁などの「経緯も含めた意思決定に至る過程」「事務及び事業の実績」を「合理的に跡づけ，または検証する」ことを挙げる。公文書を残すことで行政が透明になり，政治に緊張感を生むことにもつながる。

森友学園をめぐる国有地取引問題を例に考える。安倍晋三首相の妻昭恵氏が，学園が開設をめざした小学校の名誉校長だったことで，不当な値引きがあったのかどうかが問われた。

だが財務省は，国と学園側との交渉を記録した文書を「破棄した」と繰り返し，会計検査院も昨年11月，文書の廃棄で「検証を十分に行えない状況」と指摘した。さらに財務省は3月，取引に関する決裁文書14件を問題発覚後に改ざんしていたと発表。理由を「国会答弁に合わせる」とし，自らの都合で書き換えていた。改ざん前の文書には，昭恵氏の名前や複数の政治家側による照会の経緯が記載されていた。文書の廃棄や改ざんで取引の経緯の検証が妨げられていた。（『朝日新聞』2018. 4. 20）

●書き換えの要点と佐川宣寿・前財務省理財局長の答弁　（『読売新聞』2018. 3. 13）

書き換え前		書き換え後	佐川氏の答弁
事前の価格交渉			
「学園から要請を受けて，価格等について協議した結果，学園が買い受けることで合意した」（2016年6月14日，売却契約の決裁文書）	➡	「学園から申し出があり，売払申請書の提出があったことから」	「価格について，こちらから提示したこともないし，先方からいくらで買いたいといった希望もない」（17年3月15日，衆院財務金融委員会）
「学園の提案に応じて鑑定評価を行い，価格提示を行うこととした」（同上）		削除	
「価格算定時の地盤状況を判断する資料について，ボーリング調査結果報告書の使用を含め，事前に学園と協議して決定する」（15年4月28日，貸し付け契約の決裁文書）			
本件の特殊性			
「特例的な内容となることから」（同上）	➡	削除	「処分の方法，手段は，すべて法令に基づき適正にやっている」（17年2月24日，衆院予算委）
「本件の特殊性を踏まえて」（同上）			
国家議員の関与			
鴻池祥肇・元防災相，平沼赳夫・元経済産業相，鳩山邦夫・元総務相らの秘書から照会や相談があったとの記載（15年4月30日，特例承認の決裁文書）	➡	削除	「（国会議員などの）不当な働きかけは一切ない」（17年2月24日，衆院財務金融委）
首相夫人の関与			
「安倍昭恵総理夫人を現地に案内し，夫人からは『いい土地ですから前に進めてください』とのお言葉をいただいたと発言があった」（15年2月4日，特例承認の決裁文書）	➡	削除	「総理夫人の話や幼稚園の訪問については学園のホームページに載っていたそうだ。そういうものを見た担当者もいたかもしれないが，具体的な内容については存じていない」（17年3月2日，参院予算委）
森友学園への議員等の来訪状況（講演・視察）に，安倍昭恵首相夫人らの氏名が記載（15年4月30日，同上）			

6 2018(平成30)年度一般会計歳入・歳出

		2018 年度（A）		2017 年度（B）		増減 (A)－(B) (億円)	伸び率 (A)－(B)/(B)×100(%)
		金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)		
歳入予算	租税及印紙収入	590,790	*60.5*	577,120	*58.2*	13,670	*2.4*
	官業益金及官業収入	457	*0.0*	438	*0.0*	19	*4.3*
	政府資産整理収入	2,766	*0.3*	2,541	*0.3*	226	*8.9*
	雑収入	45,559	*4.7*	51,150	*5.2*	△ 5,592	△ *10.9*
	公債金	336,922	*34.5*	355,546	*35.9*	△ 18,624	△ *5.2*
	前年度剰余金受入	634	*0.1*	4,299	*0.4*	△ 3,665	△ *85.3*
	計	**977,128**	*100.0*	**991,095**	*100.0*	△ **13,967**	△ *1.4*
歳出予算（目的別）	1. 国家機関費	47,144	*4.8*	50,251	*5.1*	△ 3,107	△ *0.3*
	皇室費	99	*0.0*	64	*0.0*	35	*0.0*
	国会費	1,415	*0.1*	1,389	*0.1*	26	*0.0*
	選挙費	2	*0.0*	2	*0.0*	0	*0.0*
	司法，警察及び消防費	15,556	*1.6*	16,378	*1.7*	△ 822	△ *0.1*
	外交費	7,275	*0.7*	8,790	*0.9*	△ 1,515	△ *0.2*
	一般行政費	14,634	*1.5*	15,574	*1.6*	△ 940	△ *0.1*
	徴税費	8,014	*0.8*	7,909	*0.8*	105	*0.0*
	貨幣製造費	148	*0.0*	147	*0.0*	1	*0.0*
	2. 地方財政費	155,985	*16.0*	156,525	*15.8*	△ 540	△ *0.1*
	3. 防衛関係費	52,033	*5.3*	53,649	*5.4*	△ 1,616	△ *0.2*
	4. 国土保全及び開発費	60,784	*6.2*	69,877	*7.1*	△ 9,093	△ *0.9*
	5. 産業経済費	27,147	*2.8*	32,871	*3.3*	△ 5,724	△ *0.6*
	農林水産業費	14,450	*1.5*	16,840	*1.7*	△ 2,390	△ *0.2*
	商工鉱業費	10,094	*1.0*	13,204	*1.3*	△ 3,110	△ *0.3*
	運輸通信費	1,890	*0.2*	2,069	*0.2*	△ 179	△ *0.0*
	物資及び物価調整費	714	*0.1*	758	*0.1*	△ 44	△ *0.0*
	6. 教育文化費	51,488	*5.3*	54,150	*5.5*	△ 2,662	△ *0.3*
	学校教育費	39,054	*1.0*	40,276	*4.1*	△ 1,222	△ *0.1*
	社会教育及び文化費	1,450	*0.1*	1,820	*0.2*	△ 370	△ *0.0*
	科学振興費	10,979	*1.1*	11,979	*1.2*	△ 1,000	△ *0.1*
	災害対策費	4	*0.0*	75	*0.0*	△ 71	△ *0.0*
	7. 社会保障関係費	334,242	*34.2*	330,890	*33.4*	3,352	*0.3*
	社会保険費	249,290	*25.5*	246,087	*24.8*	3,203	*0.3*
	生活保護費	29,046	*3.0*	28,845	*2.9*	201	*0.0*
	社会福祉費	25,698	*2.6*	33,569	*3.4*	△ 7,871	△ *0.8*
	住宅対策費	1,500	*0.2*	1,603	*0.2*	△ 103	△ *0.0*
	失業対策費	198	*0.0*	184	*0.0*	14	*0.0*
	保健衛生費	6,387	*0.7*	6,952	*0.7*	△ 565	△ *0.1*
	試験研究費	634	*0.1*	695	*0.1*	△ 61	△ *0.0*
	災害対策費	31	*0.0*	297	*0.0*	△ 266	△ *0.0*
	そ の 他	21,457	*2.2*	12,660	*1.3*	8,797	*0.9*
	8. 恩 給 費	2,495	*0.3*	2,936	*0.3*	△ 441	△ *0.0*
	文官恩給費	77	*0.0*	88	*0.0*	△ 11	△ *0.0*
	旧軍人遺族等恩給費	2,294	*0.2*	2,705	*0.3*	△ 411	△ *0.0*
	そ の 他	124	*0.0*	144	*0.0*	△ 20	△ *0.0*
	9. 国 債 費	233,020	*23.8*	227,078	*22.9*	5,942	*0.6*
	10. 予 備 費	3,500	*0.4*	3,000	*0.3*	500	*0.1*
	11. そ の 他	9,292	*1.0*	9,867	*1.0*	△ 575	△ *0.1*
	計	**977,128**	*100.0*	**991,095**	*100.0*	△ **13,967**	△ *1.4*

（注）2018 年度は当初予算，2017 年度は補正後。△はマイナス。　（財務省資料より作成）

7 司法取引制度

他人の犯罪を捜査機関に明かす見返りに自身の刑事処分が軽くされる「司法取引」が6月から始まった。組織犯罪の捜査で首謀者の摘発につながると期待される一方，うその供述によって無実の人を冤罪に巻き込む危険性も懸念される。

司法取引は，2010年に郵便不正事件で大阪地検特捜部が押収した証拠品のデータ日付を改ざん・ねつ造して厚生労働省の局長を起訴した冤罪への反省を踏まえて，取り調べの可視化（録音・録画）などとともに刑事司法改革関連法に盛り込まれた。

これまで日本の刑事司法は犯した罪に見合った刑罰を科すことを重視してきた。だが，司法取引はこの原則を一部譲って，捜査機関に新たな証拠収集の手段を与えるもので，捜査・公判の大きな転換となる。

取引の対象になる犯罪は主に，企業などで複数の人が関与する贈収賄や脱税，談合といった財政経済犯罪のほか，特殊詐欺や銃器・薬物犯罪などだ。取引は，容疑者・被告と検察官が協議することで始まる。交渉が適切になされるよう，協議には容疑者・被告の弁護士の同席が義務付けられた。検察官と容疑者・被告，弁護士の3者が同意し，合意文書に署名して成立する。取引がまとまらなかった場合，検察官は協議中の供述や提供された証拠を捜査には使えない。

これまで，暴力団などが絡む特殊詐欺で首謀者の組幹部が摘発されるケースはまれだった。企業による粉飾決算事件などでは経営陣に罪が及ばぬよう，証拠類が隠されることもあった。検察などの捜査機関は司法取引を通じ，不正に関わった人たちの供述などを得て首謀者の関与を明らかにし，犯罪の全体像を解明できると期待する。（『朝日新聞』2018.5.28ほか）

8 成人年齢18歳に引き下げ

成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる民法の改正が，主要野党が「時期尚早」などと反対する中で6月13日に可決成立した。2022年4月から施行される。

引き下げの議論は，2007年に憲法改正手続きを定める国民投票法が投票年齢を18歳以上としたのを期に始まり，公職選挙法も16年夏の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。少子高齢化が進む中，若い人の社会参加を促す政策の流れだが，悪徳商法に若者が狙い撃ちにされ消費者被害が拡大するのではないかという懸念や，成人式が大学入試の時期と重なる恐れがあるなど課題もある。例えば，成人年齢が引き下がると18，19歳でも親の同意なくクレジットカードを作ったり，一人で携帯電話の契約やローンを組むことができるようになる。社会経験が乏しい新成人を悪徳商法などの消費者トラブルから守る被害拡大防止策を政府も検討している。

成人年齢の引き下げにあわせ，年齢要件を「未成年者」や「20歳」と定めている他の法律も見直す。例えば飲酒や喫煙ができる年齢は現在の20歳以上を維持するため，法律名の「未成年者」を「20歳未満の者」に変える。競馬などの公営ギャンブルも法改正して20歳未満はできないままにする。

一方，少年法について，政府は同様に適用年齢を20歳から18歳に引き下げる改正を検討しているが，日本弁護士連合会（日弁連）を中心に「更生の機会が奪われる」といった反対意見が根強い。

●成人年齢に関する改正法の主な内容

法律名		主な改正内容
民法		成人年齢を20歳から18歳に引き下げ
		女性が結婚できる年齢を16歳以上から18歳以上に引き上げ
20歳を維持	未成年者喫煙禁止法	法律名の「未成年者」を「20歳未満の者」に
	未成年者飲酒禁止法	
	競馬法	馬券・車券・舟券の購入禁止年齢を「未成年」から「20歳未満」に
	自転車競技法	
	小型自動車競走法	
	モーターボート競走法	
20歳から18歳に改める	水先法	水先人を養成する講師になれる年齢を18歳以上に
	国籍法	複数の国籍を持った時に18歳未満なら20歳になるまでに国籍を選択
	社会福祉法	社会福祉主事になれる年齢を18歳以上に
	船舶職員及び小型船舶操縦者法	海技免許取得のための講師になれる年齢を18歳以上に
	旅券法	有効期間10年のパスポートが発行されない年齢を18歳未満に
	船舶安全法及び船舶職員法の一部改正法	電信通信移行講習の講師になれる年齢を18歳以上に
	性同一性障害特例法	性別の変更を裁判所に申し立てることのできる年齢を18歳以上に

9 参議院の選挙制度改正

参議院の定数を現行の 242 から 248 へと 6 増する公職選挙法（公選法）の改正が行われた。この改正は，議員一人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 議席，比例区を 4 議席増やすとともに，比例区の中に拘束名簿式を一部導入する「特定枠」を作って政党が事前に定めた順位に従って当選者を決めるというもの。この「特定枠」は，「島根・鳥取」「徳島・高知」を一つの選挙区にした「合区」によって選挙区から擁立できない現職議員を特定枠で救済しようとする自民党の狙いで作られた。
改正公選法は来年夏の参議院選挙から適用されるが，参議院は 3 年ごとの選挙で半数を改選するため，来年夏の参院選は埼玉選挙区で 1 増，比例区で 2 増となる。

現行憲法下で参院議員の人数が増えるのは，1970 年以来2回目。ただこの時は，沖縄県の本土復帰に向けた選挙区新設が理由で，実質的には今回が初めてと言っていい。

比例代表は，有権者が政党または政党に所属する候補に投票し，双方の票を合算して各党に「ドント方式」という計算式で議席を割り振るところまでは，これまでと一緒。来年夏からは，議席を割り振った後の当選順のルールが新しくなる。

16年の前回選挙までは，各党で多くの票を得た候補から，獲得議席に応じて当選者が決まっていた。政党が候補に順位をつけられない「非拘束名簿式」と呼ばれる制度だ。来年夏からは，あらかじめ順位をつけられる「拘束名簿式」も採用し，政党が優先的に当選させたい候補は，名簿上位の「特定枠」に入れられるようにする。

非拘束名簿に載った候補は，名簿上位の特定枠の候補より，たとえ多くの得票があったとしても，議席の配分が後回しになる。同じ政党の中でも，得票順では当選ライン内の候補が落選してしまうケースが生まれる。この仕組みは特定枠以外の比例候補にとって当落に直結する。合区対象県の現職二人が比例の特定枠に加わることで，これまでなら当選していた得票数下位の二人は落選する。特定枠を新設しても従来の当選ラインを維持するため，比例の定数を増やすことになった。

もともと選挙区の「一票の格差」を是正するための制度変更だったはず。是正には，選挙区ごとの定数配分を調整したり，合区のように選挙区割りを変えるなどの対応が必要になる。だが今回の変更では，身内の立場を守るため，格差是正に直接関係しない比例の定数にまで手を付けたことになる。自民は定数増の理由に，行政監視機能を強化する必要性などを挙げるが，後付けの印象は否めない。

（『東京新聞』2018.8.20）

10 障害者雇用水増し問題

中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で，厚生労働省は 8 月 28 日，国の行政機関の約 8 割に当たる 27 機関で水増しがあったとの調査結果を公表した。昨年 12 月に国が発表した雇用障害者約 6,900 人のうち，不正に水増ししたのは 3,460 人に上り，国の雇用率は 2.49％から 1.19％に低下した。「共生社会」を推進するはずの国が，法定雇用率（昨年 2.3％）に遠く及ばない実態が浮かび上がった。

身体障害者の雇用が義務化された1976年の制度発足当初から厚生労働省は，雇用率に算入するのは障害者手帳を持っているか指定医や産業医の診断書で障害を認められた人に限っていた。だが多くの行政機関が，自己申告の健康状態・病名や面談結果などを基に担当者らが判断していた。

厚労省は障害者雇用促進法に基づき，障害者雇用率を報告するよう公的機関や45.5人以上の従業員がいる民間企業に求めている。今年の法定雇用率は公的機関で2.5％，民間企業で2.2％。定められた雇用率に届かない企業はペナルティーとして納付金を求められ，虚偽報告した場合の罰則もあるが，公的機関には調査も納付金の支払い義務もない。

障害者雇用は障害者の働く機会を確保するだけでなく，障害者の社会参加を促し，共生社会を実現することを目標にしている。その旗振り役である政府が自らの不正でその機会を奪った責任は重い。

●訂正のお知らせ

①p.127 の 8 の③　第1条の3行目
　実現するすること　→　実現すること
②p.200 の 2　日本の衆議院
　定数　475　→　465
　小選挙区 289 人，比例代表 176 人
③p.224 の 7　事務局の事務総長
　第8代潘基文（韓国）　→　第9代グテーレス（ポルトガル）
④p.231　新しい動き／視点　5行目
　スコットランドが分離を決めた　→　スコットランドが独立の是非を問い再度の住民投票の動き